

稲 環 第 45 号
令和7年3月21日

稲敷市議会議長 松戸 千秋 様

稲敷市長 笥 信太郎

令和6年度 市民福祉常任委員会特定所管事務調査 報告書（政策提言書）（回答）

平素から市政発展のため、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴議会市民福祉常任委員会から令和6年12月付けで提言のありました令和6年度 市民福祉常任委員会特定所管事務調査 報告書（政策提言書）について、次のとおり回答いたします。

市民福祉常任委員会特定所管事務調査 報告書（回答）

【提 言】

土砂埋め立てによる土壌汚染問題は、市のリスク管理を考える上で重要な問題となっています。今回出された裁定書にある指摘や市民の声に真摯に向き合うことを求めます。

リスク管理の強化は今後必要不可欠であります。違法盛土に関する監督体制を見直し、今後の改善策を講じることを求めます。

外部からの圧力について、強固な行政運営を実現するため、組織体制の再構築を提言します。

【回答１】公害等調整委員会裁定書について【廃棄物対策室】

公害等調整委員会発出の裁定書につきましては、市といたしましてもその内容を真摯に受け止め、果たすべき責務はこれを果たし、瑕疵については反省と誠意をもって対応を図ってまいりたいと考えております。

その中で、市として主張すべきことは民事裁判の中で主張し、本件事業の全容を明らかにし真実の探求に努めて参りたいと考えております。

【回答２】リスク管理の強化について【廃棄物対策室】

リスク管理の強化につきましては、平成２９年９月２９日に改正施行されました「稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」及び「稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則」により、条例等の規制強化が図られたことにより、施行後大規模な違法盛土事案の発生は見られず、相応の効果が出ているものと考察しております。

しかしその反面、規制を強化したことにより、市内の土砂事業の活動の停滞を招いていることも否めない事実であります。

今後は、規制の維持及び監視体制の強化を図りつつ市の情勢を見極めながら、条例及び施行規則の緩和を検討したいと考えております。

【回答３】違法盛土に関する監督体制の見直し及び改善策について【廃棄物対策室】

違法盛土に関する監督体制につきましては、平成２９年以降廃棄物対策室職員に警察ＯＢを登用・増員し、市の土砂条例運用に係る監督体制の強化を図ってまいりました。以降現在に至るまで小規模な土砂条例違反事業は散見されたものの大規模事業は未然に防ぐことができております。今後も違法盛土事業の発生を未然に防止すべく体制の維持及び強化を図ってまいりたいと考えております。

【回答 4】組織体制の再構築について【総務課】

この事業申請がなされた平成 27 年から平成 28 年当時、土砂等の埋立て盛土等に関する業務は「市民生活部環境課廃棄物対策係」が所管しており、当時のリスク管理としては、平成 18 年 1 月に制定した稲敷市不当要求行為等対策要綱及び稲敷市不当要求行為等対応マニュアルに基づき各課の管理職を不当要求等防止責任者とし、各所属において対応の責任者等の役割を決め、相手より多い人数で対応することや、不当要求行為を受けた際には、不当要求行為等防止委員会に報告し対応方針を協議し、事態が急迫している場合には、直ちに警察等関係機関に通報することなどを定めておりました。

その後、平成 28 年 6 月 17 日に議会において市民の不安を取り除き良好な生活環境を確保すべく「早急な盛土条例の改正を求める決議」が可決され、同日の市民福祉常任委員会において申請に対応する職員についても対応を考慮する必要があるという意見を踏まえ、平成 29 年 4 月からは、警察官 OB を廃棄物対策の責任者として採用し、さらに同年 10 月には環境課に「廃棄物対策室」を設置し、弁護士を特定任期付職員として採用することで組織体制を強化し、職員が相談しやすい環境整備に努めてまいりました。

これ以降、違法盛土事業につきましては前述のとおり未然に防止することができておりますが、違法盛土事業だけではなく、市民からの要望等及び不当要求等への職員の対応に関し組織的な対応を行うことを明確化し、職員の公正な職務の執行の確保を図り、市政に対する市民の信頼を図ることを目的として、令和 3 年 4 月「稲敷市における公正な職務執行の確保等に関する条例」を制定いたしました。現在はこの条例に基づき、不当要求行為等に対し、組織としてより厳しい対応ができるようになっております。

職員に対しては、この条例の周知に努め、カスタマーハラスメントについての研修の実施や、弁護士への相談体制を構築しております。また、身体に危害が及ぶような場合には、直ちに警察に連絡し、廃棄物対策室の警察官 OB 職員の応援を要請するなどの対策を講じているところであります。

今後とも不当要求等につきましては、組織を挙げて毅然とした対応を行い、リスク管理を徹底し、職員一人ひとりが安心して職務に専念できるような取り組みを進めて参りたいと考えております。